

日本聖公会 管区審判廷 2008年第二号

第一小審判廷

(司祭 ヨハネ 古賀久幸 懲戒申立却下に対する不服申立事件)

審 判

日時 2009年3月3日(火) 午前11時

場所 京都教区聖アグネス教会礼拝堂

審 判

申立人 横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田雄輝
同 大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス村岡利幸
同 東京教区 千住基督教会 司祭 イマニユエル 木下量熙

被申立人 司祭 ヨハネ 古賀久幸

上記の当事者に関する2008年第二号事件につき、次の通り審判する。

○主文

1. 京都教区審判廷が2008年9月24日になした本件懲戒請求を却下するとの審判を取り消す。
2. 本件懲戒請求を京都教区審判廷に差し戻す。

○事実と判断

以下は、申立人等による管区審判廷への懲戒申立却下に対する不服申立事件2008年第二号の経緯である。

1. 申立人等は2008年7月11日付で、日本聖公会京都教区審判廷に対し、審判申立書を提出し以下の通り請求している。

児童虐待により PTSD に罹患した被害者を裁判において加害者とともに攻撃した事実
児童虐待については明白な証拠があるにも関わらず、加害者は裁判において非常識な論理を用いて加害を否定する主張を行った。被申立人は加害者の証拠を補完した。被申立人は加害者に同調し、被害者を誹謗中傷する主張に同意した。(2005年7月まで) 加害の事実が明白であり、大きな被害を与えたにも関わらず、和解と償いを拒むのは、聖書の教える道徳に反する。被申立人は加害者を説得して和解の道に進むべきであったのに、かえって加害者とともに償いを否定し、被害者を攻撃した。このような振る舞いは、兄弟の交わりを著しく損なう行為であって、祈祷書 160 ページ、161 ページに明記してあるとおり、聖餐に与る資格がない。PTSD の償いを拒み、被害者を攻撃した行為について、懲戒を求める。

2. 上記のように、申立人等は2008年7月11日付で、日本聖公会京都教区審判廷に対し、被申立人が児童虐待により PTSD に罹患した被害者を裁判において加害者、原田文雄元牧師とともに攻撃した行為について本件懲戒申立をすることとしたが、日本聖公会京都教区審判廷は2008年7月31日付で申立書記載事項に不備な点があり審判廷規則第5章16条4項を満たしていないと判断し、同年9月15日の期限を設け申立書記載事項補正命令書を申立人に送付し

た。以下がその内容である。

「審判申立書」の書式にできるだけ従って、「申立の趣旨」「申立の事由である事実」について、各項目について整理して記載して下さい。「申立の趣旨」において、申立人は、審判廷に対してどのような審理、審判を求めているか、請求の趣旨を簡単明瞭に述べてください。

「申立の事由である事実」において、事実についての評価を記載するのではなく、申立の原因となった事実そのものを具体的に、できれば箇条書きに記載して下さい。いつ（あるいはいつからいつまで）、どこで、だれが、だれに、何をしたかを明白にして下さい。

3. これに対し、申立人等は補正命令による修正を行い、同年9月10日付で再度審判申立書を提出し、懲戒の事由である事実を明確化し申立の趣旨を被申立人の終身定職を求めるものとした。以下は申立人の修正提出した申立書である。

- (1) 児童虐待の訴えを受けた常置委員の一人として被害者の言い分を一度も開かず訴えを退け、加害者である原田文雄司祭の犯行事実の隠ぺいに協力し、裁判において被害者を攻撃した事実。

2001年4月8日から6月15日まで、京都教区常置委員会は児童虐待によるPTSD被害の訴えを受け、加害者とされた原田文雄司祭の処遇について審議した。被申立人は弁護士に相談したにも関わらず、一度も被害者との面談或いは聞き取りをしなかった。同年4月17日、被申立人が出席した常置委員会において、児童虐待加害者である原田文雄司祭は加害事実を一部認めた。同年4月20日、被申立人は、訴えた被害者に被害妄想が見られないか精神科医に相談したが、被害者本人がいないのに判定できないと診断医から指摘されたのに、本人を呼んで調べなかった。これは精神科医の推測を用いて被害者を被害妄想の精神病患者に仕立てようとする偽装工作である。また、児童虐待の加害者である原田文雄司祭がウソを言っていないという報告を主教に行った。これは精神科医の判断を曲げている。報告により、主教は加害司祭を不問とする決定に傾いた。精神科医にどのような診断を求めたかについては、被申立人自身が現在被害者側に説明しているが、その説明には事実ではないことが書かれている。公正さを求めたような行動を描写しているが、事実ではなく、実際は主教に対しても虚偽の報告を行っていた。

2001年6月12日、児童虐待の被害者は原田文雄司祭を民事裁判で訴えた。〈民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号〉被申立人は、同年4月17日の常置委員会にて、原田文雄司祭が一部自供したにも関わらず、事実無根を主張する原田司祭に同調して裁判に臨んだ。児童虐待については幾つもの明白な証拠があるにも関わらず、加害者原田文雄司祭は裁判において非常識な論理を用いて加害を否定する主張を行った。被申立人は加害者の非常識な主張を支持しつつ、加害者側の証拠を補完して加害者原田文雄に協力した。加害者は被害者を誹謗中傷する主張をしたが、これに同意した。裁判所では被害者の父親に挑発的な言動を示し、敵意を表した。民事裁判は2005年7月19日まで続いたが態度を変えなかった。

(2) 上記申立の趣旨として申立人等は以下のように記している。

2001年4月から2005年7月19日までの被申立人の行為は、同僚である原田文雄司祭の悪事を隠蔽する意図をもった行為であり、被害者との和解を拒む行為であるため、一連一体の不道徳的行為であるとして申立る。被申立人の行為は著しい不道徳的行為であるだけでなく、聖職按手の約束に反する背信行為であるとして、被申立人の終身停職を求める。

(3) 以下は申立に関わる証拠書類である。

奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所に提出された準備書面、判決文、書証
奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所において述べられた、当事者及び関係者の陳述
京都教区第101定期教区会常置委員会報告
武藤六治主教の書簡
当事者の尋問

4. 日本聖公会京都教区審判廷は、2008年9月24日付で決定書を送り、上記の申立人等による再度の審判申立書を、補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されていないとして、補正されたものとして受理せず、日本聖公会法規第200条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないという判断において、懲戒を受けるべき行為の特定が不可能との理由で本件懲戒申立を却下したものである。

5. 申立人等は、上記決定書を受け管区審判廷に不服申立書を提出し、その不服申立の趣旨として原審判の却下についての法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考え、却下を取り消して差し戻し審判を行なうように求めた。
不服申立の理由は以下の通りである。

京都教区審判廷の却下決定理由によれば、審判廷規則第17条による補正命令に従わなかったことを理由として、同規則第17条2の規定に従って却下したとしている。

不服申立人は以下の理由で、これが却下の理由とならないことを主張する。

(1) 補正命令に従っていないというのは事実誤認である。

申立書の「懲戒申立の事由である事実」は十分特定できる表現に補正されている。懲戒の対象となる行為について、裏付けの取れる形の指定がされている。以下、申立書の補正内容を説明する。

「児童虐待の訴えを受けた常置委員の一人として被害者の言い分を一度も聞かずに訴えを退け、加害者である原田文雄司祭の犯行事実の隠ぺいに協力し、裁判において被害者を攻撃した事実。」という補正後の申立事実について、文章を読点ごとに説明する。

「児童虐待の訴えを受けた常置委員の一人として被害者の言い分を一度も聞かずに訴えを退け、」の部分。

被申立人が常置委員として審議に加わった時期は2001年4月8日から6月15日までと明記した。訴えを退けた場所は常置委員会が審議した京都教区教務所であるが、言い分を一

度も聞かなかったという不作為を問題にした。不作為において、特定の場所は存在しない。「何をしたか」と明示するよう補正命令を受けているが、被害者の言い分を一度も聞かなかったという不作為を問う。法規第 210 条の時効の規定によれば、不作為は懲戒対象であるとされており、この不作為の終了は、京都教区が原田文雄による児童虐待加害を認めた 2005 年 9 月までである。この時点までは教区の決定は残されなかったためである。申立においては不作為の終了時は明示しなかったが、後述の民事裁判中の行為と一連一体の問題として扱っており、期間を 2005 年 7 月までとして、明示した。今後は、不作為の期間に関しては、2005 年 9 月までと主張する。

児童虐待加害者の懲戒を願う訴えに対し調査しないで退けた、教区常置委員としての判断を問題とする。従って、被申立人の行為の対象は特に指定しない。

「加害者である原田文雄司祭の犯行事実の隠ぺいに協力し、」の部分、隠蔽行為を構成するのは事実認識の有無と実際の隠蔽活動である。原田文雄司祭が加害事実を認めた 2001 年 4 月 17 日には被申立人は事実認識をした。この日付を明記した。実際の隠蔽活動については、同年 4 月 20 日に精神科の医師を訪ねて助言を求めている。ここで、医師に求められた行動を拒否して、不利な情報の排除を行った。これを不作為による隠蔽工作とする。不作為の場所は特定できない。主教への報告は同年 4 月 20 日に行った。これは電話による報告であるので場所の特定は意味がない。主教に対する隠蔽行為として明示した。

以上の部分については、被申立人が 2001 年に常置委員であったことと、常置委員としての行為であることを明示した。虐待被害者の訴えの内容は虐待被害の補償ではなく、被害の拡大をおそれた事による、虐待加害者・原田文雄司祭の懲戒願いである。従って被申立人の行為の対象者は特に指定しない。虐待加害者の懲戒を願う訴えに対し調査しないで退け或いは隠蔽した、教区常置委員としての判断を問題とした。被申立人の以上の行為あるいは不作為を明記した。

「裁判において被害者を攻撃した事実。」の部分について。

裁判の時期を 2001 年 6 月 12 日から、2005 年 7 月 19 日までと明記した。場所は法廷である。裁判所名と事件番号を明記したので、法廷の特定ができる。(民事裁判 事件番号・奈良地方裁判所葛城支部平成 13 年(ワ)第 193 号)被申立人の行為を複数記載しているが、裁判の期間中に被告、原田文雄の行った行為に同意し、追従したことを問題とした。そのため被申立人の行為の時期は裁判の全期間中とした。民事裁判において、児童虐待の被害者名は明示していないが、裁判所名と事件番号によって特定できる。裁判において偏り見ることや偽証することは、相手あつての罪であるが、それ自体も罪である。従って、申立人は被申立人の行為の対象を指定せず、ただ不道德行為と捉えて示した。以上の行為を一連一体の不道德的行為として申立した。これは申立の趣旨に記した。

行為の全体の期間としては、申立書には 2001 年 4 月から 2005 年 7 月までを明示した。被申立人の不作為の期間を考えて、今後は 2005 年 9 月までと主張する。以上「懲戒申立の事由である事実」の特定ができるよう申立書の補正が行われたことを示した。京都教区審判廷は、申立人による補正を評価せず、全く命令に従わなかったかのように評価をしたが、これは事実誤認である。

- (2) 申立却下の理由が表示されていない、或いは適切な却下理由の表示がされていない。

却下理由に「事実が明記されておらず、補正されているとは認められません」とあるが、実際に補正命令の指示方向に従って申立の補正が行われている以上、補正がされていないというのは事実誤認であり、せめて申立人の行った補正が基準に達しなかったというべきである。そうであれば、事実関係を明記する上での基準に到達しなかったとして却下理由を示すべきであるのに、却下の根拠となる基準が示されていない。事実がどれくらい明らかにされるべきか、法規上の基準を示すべきである。懲戒事由となる事実の特定は申立書の表示によって十分可能である。

今度の却下において、正当な判断基準があったとは認められない。なぜなら申立人は確かに補正命令に応じて補正を行ったが、却下決定に於いては、どのように不適格であったのかという評価が示されていないからである。これでは却下において正当な基準があったとは認められない。

- (3) 申立書は、審判廷規則から導き出されるところの要求基準を満たしている。

申立時点においては、事実の存在についての真実性は審判廷において証明されていない。審判廷が開廷された上で事実の証明がなされて審判が下されるまでは、申立事実の存在の確かさは審判廷によって認められたとは言えない。従って、「懲戒申立の事由である事実」とは、審判廷が特定できる所の事実ではなく、あくまで申立人が特定している事実を表示するものである。審判廷規則第 27 条には、準備書面についての規定があるが、主張しようとする事実と証拠を書面にて提出するように求めている。審判廷が申立人の主張を判断して事実を特定したり、申立人に裏付けを求めるのは、開廷後の場面であることが示されている。審判廷規則によれば、申立時点において『審判廷が事実の特定をすること』は求められておらず、審判廷に事実特定を可能にせしめる申立書は要求されていない。従って、京都教区審判廷による申立却下には、法規上の根拠がない。

- (4) 申立書は法規に違反する記載ではないから、補正命令には法規上の根拠がない。

補正命令が要求する「いつ、どこで、だれが、だれに、何をしたか」を明白にすることは、審判廷規則第 16 条には規定されていない。規則には、ただ事実を記すように書いてある。申立書が審判廷規則に形式的に違反していない以上、京都教区審判廷の出した補正命令は審判廷規則第 17 条に根拠をもつものではない。従って、同規則第 17 条 2 に規定された却下の根拠も失う。申立は、法規上の根拠なく補正命令が出され、却下された。

以上のことから、京都教区は申立書の不備を指摘したのではなく、審判廷の開廷そのものを拒否したというべきである。申立には法規上の形式的不備はないが、そもそも規則第 17 条の条文は、形式上の理由による申立却下を可能な限り避ける趣旨であると理解できる。聖公会においては、大抵の信徒は法規の素人である。素人の申立について、形式的な理由による却下をせず、なるべく受理するために補正を要求するのである。重大な問題提起を尊重して扱うための第 17 条規定であり、補正命令は善意を持って行なわねばならない。申立の却下決定は、審判廷規則第 17 条の意図にも反していると主張する。重大な問題提起がされて

いるにも関わらず、審判廷は規定に違反していない申立の門前払いをするべきではない。開廷して意見を聞き、審理した上で結論を出す法規上の義務がある。

(5) 申立却下の理由として示された文章に「懲戒を受けるべき行為の特定ができません」とある。

しかし、申立時において審判廷が「懲戒を受けるべき行為の特定」をすることは、原理的にできない。したがって申立却下の理由として不適切である。審判廷が審判を開く前に、懲戒対象の罪状および事実を特定することは、厳密には不可能であり、原理的にも不可能である。たとえ完全かつ明白な事実の表示がなされていても、申立時点で申立人の言うところの「懲戒申立の事由である事実」を審判廷が完全に把握することは不可能である。これは、審判廷の懲戒基準が明文化されていないことによる。以下、このことを説明する。

日本国の法によって裁かれる場合など、処罰の対象となる行為が厳密に規定されている場合であれば、懲戒申立の事由である事實は、法律の条文に照らして明白に特定できるが、日本聖公会においては懲戒の対象となる行為について明白な基準は設けられていない。懲戒の対象となる行為については法規第 198 条、第 199 条、第 200 条に記されているが、「その他著しく不道徳または不正であること」という曖昧な規定が記されており、被申立人の行為が著しく不道徳であるかどうかの判断は、審判廷での審理に任されている。従って、実際に審理が始まってしまわなければ、被申立人の行為が「懲戒申立の事由である事実」と言えるかどうか、定かではないのである。

思考実験として、一例を挙げる

不倫或いは姦淫と言われる行為については、日本国の刑法では犯罪と規定されていないので刑事事件として裁かれることはないが、教会においては不道徳とされている。従って申立の理由となり得る。しかし、姦淫の行為が教会において「懲戒の対象となる事実」と認定されるかどうか、それは審判廷を開廷し審理を行って、審判の決定が出されるまで、手続き上でも、誰にも予想や判断が出来ないのである。なぜなら、懲戒処分に値するかどうかについては、審判廷の自由な心証による判断に依るように定められているからである。申立人が姦淫の事実を「懲戒申立の事由である事実」として書いたのに、審判廷審判員が、姦淫の行為が懲戒に当たるとは考えない場合には、申立書を読んでも、懲戒の事由となる事実を特定できないことになる。以上の想定事例により、申立の時点では、申立人と審判員の間には「懲戒申立の事由である事実」に関する共通常識を全く期待できないことを証明した。

申立の時点で審判廷が「懲戒申立の事由である事実」の厳密な特定ができないことを理由に門前払いをすることは適当ではない。実際に審判を開かねば、「懲戒事由である事実」の厳密な特定を審判廷が行なうことはできないのである。したがって申立書において述べられる「懲戒申立の事由である事実」というのは、審判廷が十分特定できる場所の事実ではなく、あくまで申立人が懲戒すべきと考える事実が記されるものである。審判廷が申立時点で、不道徳と主張される事実を特定できない場合でも、それは開廷後に申立人が詳細に主張する性質のものである。

審判廷は疑問点がある場合、開廷した後、審理の中で不明な問題を問うべきである。双方の詳細な主張を開いた上でも申立人が問題を明確に出来なかったなら、その時に、事実関係の不明を理由に棄却の判断を下すべきである。

6. 判断

- (1) 日本聖公会京都教区審判廷が2008年7月31日付で、申立書記載事項に不備な点があり審判廷規則第5章16条4項を満たしていないと判断し、同年9月15日の期限を設け申立書記載事項補正命令書を申立人に送付した内容について、申立の趣旨、申立の事由である事実、証拠方法について明確化の整理を補正させる命令は意味あるものとして理解できる。
- (2) 京都教区審判廷は、申立人等による再度の審判申立書を、補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されていないとして、補正されたものとして受理せず、日本聖公会法規第200条の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないという判断において、懲戒を受けるべき行為の特定が不可能との理由で本件懲戒申立を却下したものである。しかし、審判申立書に記載された証拠方法の記録類から察すれば、被申立人が当時、常置委員としての責務を自覚することなく、司祭原田文雄を一方向的に信頼し、信徒である被害者の訴えに耳を貸さない対応に終始した事実は明らかであり懲戒申立の正当な理由となりうると判断できるものであると認識する。つまり、申立人等が再提出した補正命令による修正を加えた審判申立書について、当管区小審判廷は申立の趣旨、理由の存在を確認し被申立人への終身停職の懲戒を求める旨を理解する。
- (3) 上記のような事実を踏まえた理解によれば、申立人等の主張にあるように、補正命令書の不備という理由によって審判廷規則第17条2項を適用し却下した判断基準に正当性を認めるのは非常に困難であると言わざるを得ない。
- (4) 仮に、懲戒を受けるべき行為の特定自体は困難であるとしても、被申立人の司祭原田文雄への同調と被害者への対応等の事実から懲戒申立の理由となることは明白であり、更に同人が被害者に対し、司祭の立場としてというだけではなく、一人の人間として真摯な態度で謝罪し被害の回復に努めたか否か等々の点に十分な審理を尽くすべきであった。その審理を尽くさないまま、日本聖公会京都教区審判廷が本件を却下するに至ったことについては疑問である。
- (5) 申立人等によって、2008年10月6日付で管区審判廷に不服申立書を提出された、不服申立の趣旨として「原審判の却下については法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考えため、却下を取り消して差し戻し審判を行なうように求めます。」と述べているところに従い、当審判廷は申立を次項目、「理由」にあるように判断した。

○理由

被申立人司祭ヨハネ古賀久幸は、自分自身の司祭としての牧会上の責務を明確に自覚せず、従前から信頼関係にあった司祭原田文雄を、結果的には過剰に擁護し、信徒である被害者の訴えに十分に耳を貸さない対応に終始した。このような司祭としての対応は当時、例えば本件の案件後に設立されたセクシュアル・ハラスメント相談窓口等の制度的な保障が完備されていなかったとはいえ、懲戒の申立の理由となりうるものである。その後、同人がどのような真摯な謝罪をした

か否か、そのような言動が被害者である信徒への被害の回復に結びついたかどうかの点について、十分な審理を尽くさないまま手続的に審判を終結させた京都教区の審判は、破棄を免れない。

以上の理由から、日本聖公会審判廷規則第53条第1項に従い、審判員全員一致の意見で主文のとおり審判する。

2009年3月3日

日本聖公会管区審判廷第一小審判廷

審判長	主教	アンデレ	中村 豊	
審判員	司祭	フランス	坂尾 豊彦	
審判員	司祭	サミュエル	興 石	
審判員		パウロ	浅井	
審判員		マリア	松浦 恒子	

本書は審判の謄本である。

2009年3月3日

日本聖公会管区審判廷 第一小審判廷

審判長 主教 アンテ 中村 豊

